

令和7年度千葉県国民健康保険特別会計の決算剰余金の取扱いについて

1. 令和7年度決算剰余金の内訳

決算剰余金 約147億円 … ①

うち、・国庫負担金等返還金（令和8年度に返還） 約17億円（見込み） … ②

・令和8年度国保事業費納付金減算額 約54億円 … ③

※令和7年度第3回千葉県国民健康保険連携会議において協議した令和8年度国保事業費納付金減算額
子ども・子育て支援納付金分及び出産育児一時金に係る一般会計の繰入金の廃止に伴う
保険料（税）負担の緩和を目的として、国保事業費納付金の上昇幅の抑制を図ったもの。

→ 国庫負担金等返還金を除いた、国保事業費納付金の減算及び財政安定化基金（財政調整事業分）

への積み立てが可能な額：約76億円 … ① - ② - ③

2. 令和7年度決算剰余金の取扱い方針

子ども・子育て支援納付金分の負担を緩和し、国保事業費納付金の上昇の平準化を図る。

決算剰余金の残金 約76億円のうち、

・令和9年度国保事業費納付金減算額 約48億円

・国民健康保険財政安定化基金（財政調整事業分） 約28億円

として活用、積み立てることとしたい

ただし、令和9年度国保事業費納付金を算定した結果、令和8年度と比べて著しく1人当たり国保事業費納付金が増加する場合や、令和8年度県国保特別会計の収支不足が見込まれた場合等は、必要に応じて決算剰余金の取扱いについて再検討することとする。